

中国地方社会保険医療協議会総会（第12回）

日時：平成25年4月16日（火）14:00～

会場：広島合同庁舎3号館1階 共用第15会議室

○川崎（企画調整課長）

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。皆さまお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。

ただ今から、第12回中国地方社会保険医療協議会総会を開会いたします。

まず、本日の会議の成立についてご報告いたします。

委員20名の皆さまに出席をお願いしました結果、本日は、支払側委員の石本委員、診療側委員の岡本委員、加藤委員、公益委員の中田委員の4名がご欠席で、16名の委員がご出席ですので、「社会保険医療協議会令」第2条第2項に定める定足数を満たしており、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本会議につきましては、「中国地方社会保険医療協議会議事規則」第2条第1項の規定により、会議を公開としておりますことを併せてご報告申し上げます。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をいたします。

お手元の資料をご覧ください。まず1枚ものとしまして、「中国地方社会保険医療協議会総会（第12回）配付資料一覧」というものがございます。続きまして、本日の「議事次第」、これも1枚ものです。3番目に本日の「総会座席表」、これも1枚ものです。それから、ホチキスで留めてあります「中国地方社会保険医療協議会委員及び臨時委員名簿」として5枚ものの資料がございます。その下に、本日の議題の資料「中国協議会 総-1」としめて「保険医療機関等に係る管内の状況について」という横版の資料がございます。そして最後に、参考資料としめて「関係法令・通知集」を用意してございます。

以上が本日の資料でございます。もし、お配りしている資料に不足等がありましたら事務局までお申し出ください。

続きまして、開会に当たり、中国四国厚生局長の川尻より挨拶を申し上げます。

○川尻（厚生局長）

中国四国厚生局長の川尻でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

総会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。また、日ごろから医療保険行政はじめ厚生行政にいろいろなかたちでご協力を賜りまして感謝申し上げます。

加えまして、平成23年3月に発生しました東日本大震災から2年あまりが経過したわけですが、委員の皆さま方、あるいはご所属の団体におかれましては、被災者の支援や被災

地の復旧・復興にご協力を賜りまして、感謝と敬意を表したいと思ひます。被災地の復旧・復興はまだまだ道のりは長いところがございますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、本日は平成 25 年度に入りましてから初めての総会ということでございます。総会は 6 カ月に 1 回開くということになっておりまして、前回は昨年 10 月に開かせていただきましたので、このタイミングで、年度初めの何かとお忙しい時期ではありますが、お集まりいただいたということでございます。

ちなみに、昨年度は 5 月、7 月、10 月と 3 回開催させていただきまして、保険医療機関の取消、あるいは取消相当といった審議案件をご審議いただいたり、本協議会の議事規則について、より機動的になるようにという意味での見直しなどを行っていただきました。

一方、本日の議題であります、先ほど資料をご確認いただきましたように審議案件はございませんで、横長の資料の「保険医療機関等に係る管内の状況について」ということで、昨年度の状況などをご説明するというご報告案件 1 件のみでございます。委員の皆さまにおかれましては、限られた時間ではございますけれども、忌憚なくご質問、ご意見を賜りたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

それから、予告ということでございますが、今年度もまた年度途中で緊急に、この地医協総会でご審議をいただかなければいけない案件が出てくるかもしれません。そういう時には、また大変お忙しい中恐縮でございますけれどもお集まりいただきたいと思ひますので、その点についてもご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○川崎（企画調整課長）

続きまして、前回の総会以降に臨時委員が 2 名交替となっておりますのでご報告いたします。

仲佐善昭臨時委員が退任され、後任として渡邊公人臨時委員が、服部卓史臨時委員が退任され、後任として堀瀬幸弘臨時委員がそれぞれ発令されております。

続きまして、4 月 1 日付けで中国四国厚生局の職員の異動がございましたので紹介させていただきます。

指導総括管理官の後藤健三でございます。

○後藤（指導総括管理官）

4 月 1 日の人事異動で指導総括管理官に参りました後藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○川崎（企画調整課長）

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。ここからは田邊会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

○田邊会長

議事に移らせていただく前に、本日の議事録のご署名を私のほかに2名の委員の方にお願ひする必要がございますので、僭越ながら私のほうで、支払側委員から新井委員に、診療側委員から檜谷委員にお願ひいたします。お二人には後日、事務局から連絡をさせていただきます、確認の上で署名・捺印をお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

【議題1】

保険医療機関等に係る管内の状況について

○田邊会長

それでは、議題に移らせていただきます。

保険医療機関等に係る管内の状況につきまして、事務局から報告をお願いします。

○加本（医療課長）

医療課長の加本でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、お配りしております「中国協議会 総－1」「保険医療機関等に係る管内の状況について」という資料でご説明をさせていただきます。

初めに1ページでございます。この表は平成24年度下期の中国地方社会保険医療協議会の各県部会の開催状況をまとめたものでございます。保険医療機関・保険薬局の指定につきましては、中国地方社会保険医療協議会に諮問をさせていただき、答申を受け、それで指定をするということにされております。

新規指定と申しますのは、新たに開設された病院・診療所・薬局、あるいは個人から法人への組織変更などがございます。指定更新につきましては、「健康保険法」第68条の規定によりまして、「指定の日から起算して6年を経過したときはその効力を失う」というふうにされていることから、指定をしてから6年ごとに再度指定申請をされたものでございます。

各県部会ともに毎月1回開催しまして、新規指定の保険医療機関・保険薬局、指定更新の保険医療機関・保険薬局を諮問させていただき、答申をいただいて指定をしているところでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

このグラフと表は、中国5県の保険医・保険薬剤師数の年度推移をまとめたものでございます。上段のグラフは、左から鳥取・島根・岡山・広島・山口の県ごとに、それぞれ医

師・歯科医師・薬剤師数の平成 22 年 4 月から平成 25 年 4 月までの 4 年間の推移をまとめております。全体としましては、ご覧のとおり微増ということで推移をしております。

次に 3 ページをご覧ください。このグラフと表は、平成 24 年度の中国 5 県の保険医・保険薬剤師の新規登録状況をまとめたものでございます。左から、4 月から 3 月までの医師・歯科医師・薬剤師ごとの月別の推移を表したものです。

医師の保険医登録につきましては、青いグラフですが 4 月 5 月に集中しておりまして、4 月 5 月で全体の 9 割を占めているという状況です。保険医の歯科医師につきましては、4 月に 127 件の登録がございます。全体の 98% という状況です。これは医師免許・歯科医師免許を取得されて、すぐに登録申請をされているためだろうと考えております。

一方、保険薬剤師につきましては、全体の 64% が 5 月と 6 月に集中しております。保険薬剤師につきましては、保険薬局に勤務する場合には保険薬剤師であることが必要ですが、病院や製薬会社に勤務する薬剤師さんにつきましては、保険薬剤師である必要がございませんので、病院を退職されて保険薬局に勤務されるという場合に初めて保険薬剤師の登録申請をされるケースがありまして、件数は少ないのですが、年間を通じて新規登録の登録申請があるという状況でございます。

続きまして、4 ページでございます。こちらのグラフと表は中国 5 県の県別の保険医療機関・保険薬局数の年度推移をまとめたものです。これも左から鳥取・島根・岡山・広島・山口というふうに県ごとに、それぞれ医科の保険医療機関、歯科の保険医療機関、保険薬局を平成 22 年 4 月から平成 25 年 4 月まで 4 年間の推移でまとめております。これも、いずれも横ばいという状況でございます。

一方、5 ページをご覧ください。こちらのグラフと表は平成 24 年度の中国 5 県の保険医療機関・保険薬局の新規指定の状況をまとめたものです。医科・歯科・薬局ごとに月別の推移を表しております。全体としましては 4 月 5 月の開設が多いようです。

なお、グラフの下の所にアスタリスクで説明をさせていただいておりますが、「新規開設保険医療機関・保険薬局数を記載」というふうにしております。いわゆる純粋な新規指定の機関数を載せさせていただいております。交代・組織変更・異動は入れておりません。交代と申しますのは親から子に交代をする、組織変更と申しますのは個人開設から法人の開設に移行をする、異動と申しますのは近隣への移転等となります。従いまして、ここは実質上新たに新規開設をされた医療機関の指定の状況を載せております。

続きまして 6 ページをご覧ください。これは新規指定個別指導の平成 21 年度から平成 24 年度までの各県事務所の実施件数をまとめたものです。件数は機関数でございます。下段のほうに注意書きで載せておりますが、平成 21 年度から 23 年度までの件数は厚生労働本省で公表されたものですが、平成 24 年度の数値は速報値でございます。

この新規指定個別指導ですが、下段の個別指導をより簡便な方法で行う指導です。新たに指定を受けた保険医療機関・保険薬局を対象としまして、指定後 6 カ月を経過した時期以降に実施しております。新規指定個別指導は新たに指定を受けた全ての保険医療機関・

保険薬局を対象として指導を実施するものでございます。個別指導と比べますと時間も短時間ですし、診療報酬明細書、いわゆるレセプトですが、使用するレセプトも少数で教育的な効果を目的として実施するものでございます。

実施件数につきましては、平成23年度までは少数であった事務所がありました。平成24年度はおおむね実施できているところでございます。

次に7ページをご覧ください。これは個別指導で、上の新規個別指導と同様に平成21年度から平成24年度までの各県事務所の実施件数をまとめております。数字につきましては、新規個別指導と同様に平成24年度は速報値でございます。

個別指導と申しますのは、個別の面談方式で診療報酬明細書、いわゆるレセプトに基づきまして、カルテ等の関係書類を閲覧して実施するものです。指導対象の保険医療機関・保険薬局は、保険者あるいは被保険者、審査支払期間等から診療内容や診療報酬請求に関する情報提供があったものや、前年度以前に個別指導を行った保険医療機関・保険薬局で再度指導が必要とされたもの、あるいは高点数によるものなどがございます。

この指導の対象となる機関は、各県事務所で実施いたします選定委員会の選定を経まして実施することとしております。指導後の措置としましては「概ね妥当」「経過観察」「再指導」がございまして。個別指導は機関数の4%を実施するというようにされておりますが、しかしながら、ご覧のとおり岡山・広島につきましては上段の表の新規指定個別指導を優先して行っておりますので、個別指導の実施件数は低くなっているところでございます。

8ページをご覧ください。これは集団的個別指導の実施件数をまとめたものです。集団的個別指導と申しますのは、指導対象となる保険医療期間等に対しまして、教育的な観点から平均点数が高いということをご認識いただき、保険診療に対する理解を一層深めていただくということを中心として実施するものでございます。

この集団的個別指導の選定につきましては、選定における恣意的な要素を極力排除して客観的な選定を行うため、病院を一般病院・精神病院・臨床研修指定病院などに区分いたします。診療所につきましては、特定の診療科に偏ることがなく、診療科別に12に区分をし、歯科・薬局につきましては1区分とします。そして、それぞれの類型区分別に診療報酬明細書、レセプト1件当たりの平均点数が高い保険医療機関・保険薬局を対象に、一定の場所に集めまして、共通的な事項について講習会の方式で行う集団部分、それともう一つ個別に面接懇談方式で行う個別部分により実施するものでございます。

なお、中国5県におきましては、ご覧のとおり未実施のところもございまして、実施をしている県事務所におきましても、個別部分は実施せず、集団部分のみを実施しているところでございます。実施に当たりましては、立ち会いなど三師会の協力をいただきながら実施するというようにしております。

9ページをご覧ください。監査の実施状況です。監査につきましては、診療内容や診療報酬の請求に不正または著しい不当があったことを疑うに至る理由があるとき、または正

当な理由がなく個別指導を拒否したときなどに実施をするものでございます。監査後の措置といたしましては、軽いほうからですが「注意」「戒告」「保険医療機関・保険薬局の取消」がございませう。

平成 24 年度の実施状況ですが、鳥取で医科・歯科・薬局、各 1 件を実施しております。岡山で医科を 2 件実施しております。なお、この 9 ページの一番下段のところに「参考」として載せておりますけれども、広島につきましては柔道整復師に対する監査を平成 23 年度に 1 件、24 年度に 1 件、それぞれ実施しているところでございませう。

10 ページ以降、参考として挙げさせていただいております。10 ページ、11 ページの所には概算医療費の資料を載せております。また、12 ページから 14 ページにつきましては、管内における医師・歯科医師・薬剤師の状況につきまして参考として載せさせていただいております。ここにつきましての説明は省略させていただきます。

以上で、保険医療期間等に係る管内の状況につきまして説明を終わらせていただきます。

○田邊会長

いつもよりも詳細なご説明があったと思ひますが、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○松山委員

岡山の松山です。9 ページの最後の「注」の所ですね。柔道整復師のことが岡山県医師会でも非常に問題になっているのですが、これを監査したということですが、その選定区分は如何ですか。例えば、医科でいえば情報とかそういうものがあつてですが。

○加本（医療課長）

今のご質問に対してお答えをさせていただきます。広島の前 23 年度、平成 24 年度の柔道整復師の監査につきましては、いずれも情報提供による監査でございませう。

○松山委員

どこからの情報ですか。患者からの情報ですか、それとも何かほかの。

○加本（医療課長）

患者さんからの情報でございませう。

○松山委員

そういうものが多々あるのですか。ほかのところでも、そういうものが出てくる可能性があるのではないかと思ひのですが、ごく限られた、この年に 1 件だけなのですか。

○加本（医療課長）

監査につきましては、柔道整復師も医科・歯科・薬局と同様ですが、患者さん等から情報が寄せられた場合に、その情報を精査して、なおかつさまざまな確認をした上で監査を実施するというございます。

確かに、おっしゃいますように件数としては1件ですが、相当な長い期間を要するという事ですので、それぞれの年度で1件という件数であるということです。

○松山委員

医療機関よりも柔道整復師はもっと増えてくるのではないかという気はしておりますので、十分そのへんを監査というのですか、監督していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○中元委員

以前、広島のほうで問題があるのがあって、それを監査すべきではないかということで、実態はどこなのか、やったのか、やらないのかは言えないというふうにお答えいただいて、それを今後やっていくというお話だったと思うのですが、広島のほうは全然数が上がっていません。その後、あの案件はどうなったのかというのをお尋ねしたいのですが。

○川尻（厚生局長）

監査についてですか。

○中元委員

監査をしないとかいう意見だったと思うのですが。要は情報提供があったのに何もしてくれないという意見だったように思っています。確か昨年だったと思うのですが。

それで、実際に調査はしているのですが、監査までは上がっていないというような答えだったと思います。それは早急にすべきだという意見だったと思うのですが、広島は全然数が上がっていない。その案件が、何かたくさんあるという話を聞いていたので、ゼロ、ゼロ、ゼロというのはおかしいのではないかなと思、その後どうなったのかというのを確認したいのですが。

○川尻（厚生局長）

実態の話はまた調べさせますが、おそらく情報提供をいただいて、まずやるのは個別指導だと思います。個別指導の結果、著しい不正・不当請求があるということが明らかになった、あるいは、非常に疑わしいという場合には監査に入るということですが、広島も個別指導の実施件数はゼロというわけではない。新規開業のときの指導を最優先でやっているものですから、個別指導はあまり実態は上がっていないということがありますが、まっ

たくやっていないというわけではありません。

○中元委員

個別指導は少ないですね。

○川尻（厚生局長）

少ないことはそのとおりです。

それから、どこをやったのか、やっていないのかという申し上げにくいということについては、指定の取消などを行った場合には、当然、個別の医療機関名を記者会に投げ込みなどをいたしますし、ホームページでも公表しますが、指導や監査の途中段階では個別の名称は申し上げられないというような話だったかと思います。

○中元委員

今のは分かりましたが、極端に少ない気がするのです。去年だったか、おとしだったか、そのような意見が出て、それはしなければいけませんねというふうになったはずですが、かなり少なく、しかも先ほど言われたように監査に至らないというのは案件ごとにあると思います。局長が言われた個別指導で対応しているとは言いながら、かなり広島は少ないので、なぜなのかなというのをお聞かせいただきたいと。

○川尻（厚生局長）

率直に申し上げますと、新規の個別指導がだいぶできずにたまっているところが広島と岡山県にはありまして、要するに開業してから1回も厚生局のほうで指導ができていない。それを、とにかく何年か計画で解消しようということを私が参りましてから計画的にやっております。そうすると、1年に1年以上の新規個別指導をしなければいけないという状況になっておりまして、そういう意味で広島・岡山は確かに個別指導とか、その結果の監査というのは少ない状況になっている。途中経過というか、現状ではそのとおりでございます。

○中元委員

何回もしつこいようですが、忙しいからできないというのでいいのか、悪いからやるはずなのに、こちらが忙しいからこれができないというのが、広島と岡山だけそういう状態。そうであれば、要員を配置するなり、どうかするなりしてしなければいけないと思うのですが。こちらが忙しいので重要なことができないというのは理由にならないので、すみませんが、今後よろしく願います。

○新井委員

広島の新井と申します。よろしく申し上げます。

この件に関連して、監査については広島が非常に少なく、4年間で1件しかできていないという理由に、新規個別指導のほうは忙しいからということですが、新規個別指導は簡便方式で行なうため簡単に済むのではないかと思います。個別指導や監査は時間がかかるというのは分かりますが、簡便な方法で短時間でできるはずのものが、このグラフにある件数で、これが多いのか少ないのかは理解できません。もう少し個別指導なり監査のほうにも力を注いでいただきたいと思います。

それと、もう一つは集団的個別指導です。この指導について医科のほうは岡山も広島もまったく4年間実施されていません。これは何か理由があるのですか。

○加本（医療課長）

集団的個別指導につきましては、先ほどあまり説明をしておりますが、高点数である保険医療機関につきましては、保険医療機関数のおおむね8%を実施するというようになっております。指導に当たりましては、指導医の立ち会いなど三師会にご協力いただきながら実施をするということになっています。

しかしながら、医療機関が多い県、以前から個別指導だけではなくて新規個別指導についても対象となる全機関に対して実施ができていないという状況は、先ほど来ご説明しているところでございます。集団的個別指導も実施すべきところではありますが、当厚生局といたしましては、新規指定の保険医療機関・保険薬局の全件実施をするということを優先しております。このため、集団的個別指導を行う体制等の環境が整っていなかったというところでございます。

○新井委員

今後は、実施されるつもりかどうかというのはどうなのですか。今後、予定はないということですか。

○加本（医療課長）

今後ともしないということではございませんが、一日も早く新規の個別指導のところを正常化させて、集団的個別指導につきましても正常化をさせていきたいというふうに考えているところです。

○新井委員

25年度については、ここに数字が上ってくると。そして監査についても、件数はこれから増えてくるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○加本（医療課長）

件数がどのぐらい増えていくかということについては、今日の段階で申し上げることはできませんが、件数については増えるようにしていくつもりでございます。

ただ監査につきましては、年間計画を立てて件数何件というようなものではなく、あくまでも不正の疑いがある、著しい不当の疑いがあるという機関があったときに発生するものですので、監査の目標につきましては、ちょっと分からないというところがございますが、ほかの個別指導等につきましては件数の増加ということを図っていきたいと思います。

○新井委員

あまり長くなってもいけませんので、今後に期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

○田邊会長

初歩的な質問で申し訳ありません。特定の医療機関が、新規の個別指導を受けずに、その後の個別指導あるいは集団的個別指導に行くということはあるのでしょうか。そのようなことはなく、必ず新規は受けるということなのでしょうか。

○加本（医療課長）

先ほど来、その新規の個別指導が遅れているというご説明はしているところですが、ケースとしましては、新規の個別指導をまだ受けていないのに個別指導に当たるということがございます。例えば情報提供等があった場合に、不正の疑いといっは何ですが、まずは個別指導をするというケースはあります。

○田邊会長

現在のところ、新規の個別指導をまだ受けていない医療機関というのは、大ざっぱに言ってどのぐらい残っているのでしょうか。

○加本（医療課長）

すみません、今、手元に数字を持っておりませんが、あと1、2年のところで岡山と広島は追いつくというような計画ではございます。

○田邊会長

一般的に見ると、新規で個別指導をして、その指導内容が遵守されれば、その後、集団的個別指導、ましてや監査に行くことはないということでしょうから、新規の指導をまずしっかりおやりになっていただけるというのは非常にいいことだと思うのです。現時点では全部の力をそこに投入せざるを得ないような状況に、たぶんなっているのではないかと

思います。しかし、だからといって後ろのほうになかなか手が回らないというのは、やはり問題があると、先ほどのご指摘はそのような趣旨だと思いますので、無理のない範囲で頑張ってくださいと思います。

ほかに何か。いつもはなかなか時間が十分に取れないので、こういうところをご議論いただくことはできないのですが、この際ですので何かありましたら。

よろしいでしょうか。では、以上で本日予定しました議題は終了いたします。

次回の日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川崎（企画調整課長）

次回の定例総会につきましては10月を予定しております。ただし、それまでの間に取消案件等が発生した場合には臨時に総会を開催させていただきます。いずれにしましても、委員の皆さまと日程を調整の上、ご案内をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、後日委員の皆さまに議事録の原案をお送りしますので、内容確認のご協力をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○田邊会長

それでは、本日の総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

（終了）